

技術等評価基準表

別紙

件名：マイナポータル新フロントの改善及び運用

評価項目	評価基準	配点	
		（ ）は必須項目 他は加点対象	
1. 提案書資料全体の品質		24	
① 提案内容の網羅性・具体性	提案書作成要領に示した内容について、全て提案されているか。	(10)	24
	提案内容は、理論的に整理されており、分かりやすく、具体的に記載されているか。(14 (評価基準 (①理論的に整理されており、②分かりやすく、③具体的) の3つを満たす) / 8 (評価基準の2つを満たす) / 3 (評価基準の1つを満たす) / 0 (評価基準を満たしていない) の4段階評価)	14	
2. 業務の実施方針や計画		34	
① 作業計画の妥当性、効率性	作業計画は仕様書に記載されている作業内容を踏まえ、本開発が効率的に進められる作業計画が立てられているか。(10 (作業計画が本開発を効率的に進められるものとなっている) / 6 (作業計画が本開発を効率的に進められるものとなっていない部分がある) / 2 (作業計画が本開発を効率的に進められるものとなっていない) / 0 (作業計画が提案されていない) の4段階評価)	10	20
	マイルストーンが設定されており、そのマイルストーンに向けて実現可能性のある作業計画となっているか。(10 (作業計画が実現可能性のあるものとなっている) / 6 (作業計画が実現可能性のあるものとなっていない部分がある) / 2 (作業計画が実現可能性のあるものとなっていない) / 0 (作業計画が提案されていない) の4段階評価)	10	
② アジャイル開発手法	アジャイル開発を行う具体的な開発プロセスや管理方法が十分に検討されているか。(18 (具体的に検討されており、完成度が高い) / 10 (具体的な検討されている) / 5 (一部具体的な検討がされていない) / 0 (具体的な検討がされていない) の4段階評価)	18	18
3. 機能・非機能要求に関する事項		32	
① 機能要件に関する提案内容	機能要件に関する提案内容の仕様書に対する網羅性が十分であり、有用な内容が具体的に提案されているか。(12 (具体的に検討されており、有用な内容である) / 7 (具体的な検討されている) / 3 (一部具体的な検討がされていない) / 0 (具体的な検討がされていない、網羅的でない) の4段階評価)	12	12
② 非機能要件に関する提案内容	非機能要件に関する提案内容の仕様書に対する網羅性が十分であり、有用な内容が具体的に提案されているか。(8 (具体的に検討されており、有用な内容である) / 5 (具体的な検討されている) / 2 (一部具体的な検討がされていない) / 0 (具体的な検討がされていない、網羅的でない) の4段階評価)	8	8
③ システムアーキテクチャ提案内容	システムアーキテクチャに関する提案内容の仕様書に対する網羅性は十分であり、有用な内容が具体的に提案されているか。(12 (具体的に検討されており、有用な内容である) / 7 (具体的な検討されている) / 3 (一部具体的な検討がされていない) / 0 (具体的な検討がされていない) の4段階評価)	12	12
4. 組織の経験・能力		55	
① 組織の経験・能力	他事業者とコラボレーションしたアジャイル方式の開発業務等、類似の開発業務を経験しており、業務内容や成果について具体的に記載されているか。(24 (類似の業務経験について経験豊富であることが具体的に示されている) / 13 (類似の業務経験が具体的に示されている) / 6 (類似の業務経験が示されているが具体的なではないもしくは経験豊富ではない) / 0 (類似の業務経験が示されていない) の4段階評価)	24	24
	ユーザーリサーチやユーザーテストを取り入れたUI改善等、類似の開発業務を経験しており、業務内容や成果について具体的に記載されているか。(24 (類似の業務経験について経験豊富であることが具体的に示されている) / 13 (類似の業務経験が具体的に示されている) / 6 (類似の業務経験が示されているが具体的なではないもしくは経験豊富ではない) / 0 (類似の業務経験が示されていない) の4段階評価)	24	24
	複数のステークホルダーや案件が関わる開発が、並行して複数実施される中で効率的・効果的に実施する経験・能力を有しているか。(7 (効率的・効果的に実施する複数の経験・能力を有している) / 4 (効率的・効果的に実施する経験・能力を有している) / 2 (経験・能力を有していない部分がある) / 0 (経験・能力を有していない))	7	7
5. 実施体制		64	
① 実施体制の適格性	配置要員の役割、責任分担、業務体制図 (再委託先も含む) およびスケジュールと整合する要員配置計画が具体的に記述されている。(10 (具体的に記述されている) / 5 (一部具体的な記述が不足している) / 0 (具体的に記述されていない) の3段階評価)	10	20
	各要員について、本業務の実施に資する経歴を有していることがスキルシート等により具体的に記述されているか。各要員に求められる資格等要件の充足性を証明できる書類 (様式不問) が添付されているか。(10 (具体的に記述のある全ての要員について書類が添付されている) / 5 (一部の要員について書類が不足している) / 0 (書類の添付がない) の3段階評価)	10	
② 業務従事者の実施能力	統括責任者は、十分なプロジェクト管理能力、課題解決能力、調整能力及びプロジェクト推進能力を有しているか。(10 (十分な能力を有している) / 6 (能力を有している) / 2 (能力を有していない部分がある) / 0 (能力を有していない) の4段階評価)	10	20
	実際の作業の中心となる担当者の中に、十分な開発能力を有している者がいるか。(10 (十分な能力を有している) / 6 (能力を有している) / 2 (能力を有していない部分がある) / 0 (能力を有していない) の4段階評価)	10	
③ 事業従事者の実施体制	業務体制中に、本業務の実施に必要な高い知識・経験を有する者により構成される、発注者と常時連携してデザイン・エンジニアリング等に従事する専従チームを設置すること。(24 (高い知識・経験を有する者による十分な規模の専従チームを設置する。)) / 13 (高い知識・経験を有する者による一定規模の専従チームを設置する。)) / 6 (高い知識・経験を有する者によるデザイン又はエンジニアリングに従事する一定規模の専従チームを設置する。)) / 0 (専従チームを設置しない。))	24	24
6. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		10	
① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法) に基づく認定 (えるぽし認定企業) <ul style="list-style-type: none"> 1段階目 (* 1) 2点 2段階目 (* 1) 3点 3段階目 4点 フラチナえるぽし 5点 行動計画 (* 2) 1点 * 1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 * 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主 (常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))。 	5	5
	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法 (次世代法) に基づく認定 (くるみん認定企業・フラチナ認定企業) <ul style="list-style-type: none"> くるみん (旧基準) (* ③) 2点 くるみん (新基準) (* ④) 3点 フラチナくるみん 4点 * ③ 旧くるみん認定マーク (次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第31号) による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。 * ④ 新くるみん認定マーク (次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第31号) による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。 		
② 賃上げの実施を表明した企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の雇用の促進等に関する法律 (若年雇用促進法) に基づく認定 ユースフル認定 4点 <p>(複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。)</p> <p>*内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。</p>	5	5
	<ul style="list-style-type: none"> ■事業年度等 (事業年度又は暦年をいう。) において、対前年度又は対前年比で給与等受給者一人当たりの平均支給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業】 ■事業年度等 (事業年度又は暦年をいう。) において、対前年度又は対前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等】 		
合計		基礎点	5
		加点	214
			219

【備考】

基礎点：必須項目であり、1項目でも評価基準を満たさないで「不合格」となるので注意すること。

加点：基礎点以外の項目は評価基準に応じて、加点対象となる。

集計方法については、技術等審査会の審査員毎の採点を平均 (小数点第2位未満を切捨て) して行う。